

第5常置委員会報告

—公文書館専門職員養成体制の整備
について—

昭和63年5月25日

日本学術会議

第5常置委員会

この報告は、第13期日本学術会議第5常置委員会の審議結果を取りまとめ発表するものである。

委員長	米田幸夫	(第5部)
幹事	有馬朗人	(第4部)
	正田彬	(第2部)
委員	飯田格	(第6部)
	猪瀬博	(第5部)
	梅垣洋一郎	(第7部)
	大石嘉一郎	(第3部)
	川村登	(第6部)
	小坂樹徳	(第7部)
	櫻井清彦	(第1部)
	関寛治	(第2部)
	角山榮	(第3部)
	直木孝次郎	(第1部)
	埴原和郎	(第4部)

公文書館専門職員養成体制の整備について

去る昭和62年12月10日、「公文書館法」が第111回臨時国会で成立し、同月15日公布された（法律第115号）。ユネスコ加盟120か国の中、文書館法がないのは日本だけというわが国の文化国家としての後進性を克服する第一歩として、同法の成立は画期的な意味をもっている。

同法の成立は、昭和34年以来の日本学術会議の度重なる勧告・要望が実を結んだものとして、とくに、昭和55年5月の第79回総会の議に基づいて行われた「文書館法の制定について」の勧告の主旨が、その大綱において実現されたものとして、高く評価される。

しかし、今回の「公文書館法」はなお精神規定的な色彩が濃く、この法の主旨をいかに具体化し、全国的な文書館の拡充と公文書等の保存利用体制の確立を図って行くかが、今後の課題として残されている。そのために、とりわけ急務とされることとは、同法に規定された公文書館専門職員（アーキビスト）を養成する体制を整備することである。

「公文書館法」はその第四条で、公文書館の目的を「歴史資料として重要な公文書等を保存し、閲覧に供するとともに、これに関する調査研究を行うこと」と規定し、その第二項で、公文書館には「歴史資料として重要な公文書等について調査研究を行う専門職員」を置くものとしているが、同法附則第二項において、「当分の間、地方公共団体が設置する公文書館には、第四条第二項の専門職員を置かないことができる」という特例を設けている。この特例は、「現在、専門職員を養成する体制が整備されていないことにより、その確保が容易でないために設けたものである」（12月8日参議院内閣委員会における岩上二郎議員の提案理由説明）。同法の主旨を生かすためには、

早急にその専門職員（アーキビスト）を養成する体制を整備し、この特例を廃止することが必要である。けだし、公文書館が、公文書等の収集・整理・保存・公開等の機能を実質的に果たすためには、その機能を中心的に担う専門職員を確保することが不可欠であるからである。

公文書館専門職員の養成体制を整備するにあたっては、学識経験者、行政担当者、既設文書館等の職員を含む審議機関を設けて、先進諸外国すでに確立しているアーキビスト養成制度を参考にしながら専門職員の資格とその認定、専門職員の教育課程およびその教育と文書館学の研究を担当する機関の設置形態等について、十分に検討されるべきであるが、その場合、少なくとも次のことが実現されることが望まれる。

1. 専門職員の資格と地位

公文書館専門職員は、高度の知識と技能を有する独自の専門職として、それにふさわしい資格と地位を与えること。

公文書館専門職員には、その役割の重要性からいって、かなり高度の資格と地位を与えることが望ましい。

2. 専門職員の資格の付与

専門職員の資格は、大学卒業後、大学院修士課程またはそれに相当する教育課程を修了し、必要な単位を修得したものに対し、しかるべき機関が与えるものとすること。

先進諸外国におけるアーキビスト資格付与の方法にはいくつかのタイプがあるが、わが国の実情からみて、国が統一的に定めた基準に従って、資格を付与する方法が適切であろう。

3. 専門職員教育課程の設置

専門職員を養成するための大学院修士課程またはそれに相当する教育課程を早急に設置すること。

経過的な措置としては、上記の教育課程と並行して、既設の文書館等において長期間文書の収集・保存・管理に当たってきた職員で一定の研修を受け、単位を修得したものに対して、専門職員の資格を付与する特別の研修課程を設けることが必要であろう。

4. 文書館学の教育・研究者の確保

専門職員養成制度を確立するためには、まず文書館学を研究し、専門職員の教育にあたる者を確保しなければならないが、現在のわが国においてはその数は微々たるものであるので、その教育・研究者を確保するための措置を緊急に講ずること。

そのためには、既設の文書館・博物館等にいる人材を発掘し、その海外研修制度を推進する必要があろう。

5. 文書館学研究・教育機関の設置

文書館学を研究するとともに、専門職員を養成するための機関を早急に設置すること。

その設置形態については、公文書等の収集・保存・管理に関する学際的な研究と教育を積極的に推進する必要があるので、相当数の専任の教育・研究者を有するとともに、既存大学等の教育・研究者も多数参加して、専門職員の養成と文書館学の研究を同時に行うような機関、例えば独立の国立大学共同利用機関を新たに設立することが望ましい。